

令和5年第2回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和5年2月13日(火) 午後2時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第5号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第6号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第8号 買受適格証明願いに係る農地法第3条の規定による許可について
議案第4号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第5号 農地法第4条の許可申請に対する審議について
議案第6号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第7号 農業経営基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について

3 出席した委員

1番 萩島一郎	2番 飯塚利之	3番 浅野均
4番 埴佳樹	5番 柴沼栄	7番 飯島栄子
8番 高野三郎	9番 川村剛久	10番 栗原敦子
11番 井沢清	12番 高橋弘一	

4 欠席委員

6番 菅谷幸治

5 説明のため出席した者

農地係長 室町直宏 主任 田谷克江 主任 中村裕一
主幹 張替佑斗

6 総会の大要 午後2時40分閉会

議 長	<p>只今，出席委員は11名，欠席委員は6番 菅谷委員，1名です。よって，出席者が過半数を超えましたので総会は成立いたしました。</p> <p>これより，令和5年第2回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，1番 萩島委員，2番 飯塚委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきますので，よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは，早速議事に入ります。</p> <p>報告第5号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第5号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第5号については原案通り承認します。</p> <p>次に，報告第6号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第6号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第6号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	(報告第7号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
柴沼委員	申請番号1番、4番ですが、次の耕作者は決まっているのですか。
事務局	合意解約の記載事項に入っていないので、今のところ事務局では把握していません。
柴沼委員	この件で相談を受けていまして、期間が残っているので解約と同時に利用権設定をするようにと話しましたし、借人の方にもそういう話をしました。貸人が心配にならないように、指導していったらいいと思いますが。
議長	難しいですね。
井沢委員	借人に確認してもらって。周辺の人に作ってもらえればいいんだよね。
議長	本来、団体が借りているんだから、後のことまでやってもらった方がいいと思います。
飯塚委員	去年の段階で、返すことになったと地元については探してほしいと話はありました。今回のことは誰も相談を受けてないのですか。
事務局	事前の相談はありませんでした。
飯塚委員	これから借人が返す予定のところはどれくらいかわかりますか。
議長	その件は私に任せてくれませんか。確認してみます。返す場合は、次に借りる人を見つけてほしいと。 その他、質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第7号については原案通り承認します。 次に報告第8号「買受適格証明願いに係る農地法第3条の規定による許可について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第8号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。

柴沼委員	公売の期間が令和4年9月27日から10月4日までですが、今回は期間を置いて出てきましたが、1回目の公売で落ちなかったのか、2回目の公売をやったのかどうか教えてください。
事務局	公売の売却決定通知書が添付されていまして、日付は令和4年11月1日になっておりますので、1回目の入札で落札されたものと考えられます。
柴沼委員	落札してから、何日以内で手続き、登記するという期限はないのですか。
事務局	売却決定通知書の裏面に、公売についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせについてはありますが、登記の期日についての記載はありませんので、縛りはないと思います。
柴沼委員	落札額はいくらですか。
事務局	上から11万円、5万円、8万円になります。
議長	その他、質問はございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第8号については原案通り承認します。それでは議案に入ります。 議案第4号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。 審議に入る前に、井沢委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。
議長	(井沢委員一時退席)
議長	2番 飯塚委員から説明をお願いします。
飯塚委員	2番 飯塚です。議案第4号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」申請番号1番から3番について説明いたします。去る2月1日、浅野委員、井沢委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑2筆 497 m ² です。譲渡事由は遠方により耕作が出来ないため、譲受事由は農業経営規模拡大のため、贈与による所有権移転です。作付予定は粟です。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田6筆 2,034 m ² です。譲渡事由は農地中間管理機構の特例事業の用に供するため、譲受事由は農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻で

	<p>す。</p> <p>3番, 譲受人, 譲渡人, 申請地は議案書記載のとおりで, 田1筆 3,167 m²です。譲渡事由は譲受人の要望により, 譲受事由は農業経営規模拡大のため, 売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。</p> <p>調査委員の意見としましては, 許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今, 飯塚委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p>
高野委員	<p>申請番号2番, 3番の売買価格を教えてください。</p>
事務局	<p>申請番号2番は10a当たり197,000円, 3番は10a当たり74,835円になります。</p>
議 長	<p>その他、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで, 議案第4号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は, 許可することに決めます。</p> <p>井沢委員の入室確認をお願いします。</p> <p>(井沢委員入室確認)</p> <p>次に議案第5号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。3番 浅野委員から説明をお願いします。</p>
浅野委員	<p>3番 浅野です。議案第5号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る2月1日, 飯塚委員, 井沢委員, 私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番, 申請人, 申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 965 m²で, 転用事由は申請地へ牛舎を新築したためです。農振農用地です。今回の申請にあたり, 水質汚濁防止法並びに, 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が適用法令となります。既存の牛舎に隣接する申請人の土地に, 牛舎を増設するということなので, 調査委員の意見としましては, 許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今, 浅野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>水質汚濁防止法並びに, 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律とはどのようなことですか。</p>

事務局	し尿処置の関係で、手続きが必要と定められていまして、該当するので手続きをとってもらっています。
埴委員	霞ヶ浦条例にはかかってきませんか。
事務局	県の方に確認しまして、適用外ということでした。 その他、質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第5号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決めます。 次に議案第6号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。11番 井沢委員から説明をお願いします。
井沢委員	11番 井沢です。議案第6号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る2月1日、飯塚委員、浅野委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 436㎡で、転用事由は申請地を資材置場として転用したい、賃借権設定です。農地区分は第3種農地です。 調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、井沢委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第6号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決めます。 次に議案第7号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を上程いたします。 審議に入る前に、萩島委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。 (萩島委員一時退席)
議長	それでは事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案第7号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を説明いたします。今月の新規設定は9件、再設定は4件で、合計13件になります。</p> <p>1番は中間管理機構の設定です。</p> <p>2番、3番はいずれも令和元年から認定新規就農者の方で、水稻による新規設定です。</p> <p>7番から9番の受人は、昨年までそばを利用権で設定しておりました。今回は新たな場所での設定になっておりますが、今後、耕作の状況が良ければ規模拡大をしていく方向です。農機具に関しても購入を予定しています。</p> <p>10番から13番は更新による利用権設定です。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p>
柴沼委員	<p>申請番号7番ですが、つくば市の方で経営しているということですが、借入の欄に入ってくるべきではないですか。</p>
事務局	<p>こちらの方の借入面積は市内の分です。つくば市での経営面積は備考に入れました。</p>
柴沼委員	<p>市内で借りているのは今までないのですか。</p>
事務局	<p>利用権設定はありましたが、更新はしないで新たな利用権の設定になります。</p>
柴沼委員	<p>野菜を耕作していたのですか。</p>
事務局	<p>そばの設定でした。</p>
議長	<p>設定面積はどれくらいですか。</p>
井沢委員	<p>5反歩ありますね。</p>
議長	<p>5反歩超えると新規就農者ですから。ちゃんとやってもらわないと。</p>
飯塚委員	<p>田植え機などは持っていません。借りるという話です。</p>
議長	<p>その他、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議	長	<p>異議なしということで、議案第7号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」は許可することに決めます。</p> <p>萩島委員の入室確認をお願いします。</p> <p>(萩島委員入室確認)</p>
議	長	<p>以上で、令和5年第2回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。</p>

令和5年2月13日

議 長

署名人

1 番

2 番